

原規規発第2407242号
令和6年7月24日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可〔FCA（高速炉臨界実験装置）施設の変更〕に関する意見の聴取について

上記の件について、令和6年3月4日付け令05原機（科保）095をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請書〔F C A（高速炉臨界実験装置）施設の変更〕の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和6年3月4日付け令05原機（科保）095をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき提出された原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請書〔F C A（高速炉臨界実験装置）施設の変更〕に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済みの天然ウラン燃料及び劣化ウラン燃料は、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に引取りを依頼して引き渡すこと。引渡しまでの間は、本施設の核燃料物質貯蔵施設において貯蔵すること
- ・使用済みの²³⁵U濃縮度93%ウラン燃料、²³⁵U濃縮度20%ウラン燃料及びプルトニウム燃料は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国である米国のエネルギー省に引き渡すこと

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。